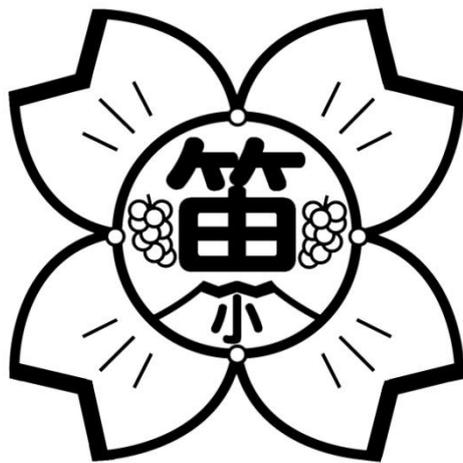


いじめ防止基本方針



山梨市立笛川小学校

令和6年3月 改定

笛川小学校「いじめ防止基本方針」

目次

1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	・・・	1
2	いじめ対策の組織	・・・	4
3	未然防止の取り組み	・・・	4
4	早期発見の取り組み	・・・	6
5	いじめへの対処	・・・	6
6	重大事態への対処	・・・	9
7	いじめ防止指導計画	・・・	12

1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、決して許される行為ではなく、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある行為である。いじめの防止等のための対策は、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨として行われなければならない。

「いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」という事実を踏まえ、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しなければならない。この視点に立ったとき、いじめの防止等の対策は、治療的な関わりだけでなく、未然防止やいじめが起こりにくい集団づくり、安全安心な学校づくりなど、学校、家庭、地域住民が連携を深める中で児童の思い遣る心の育成を図り、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場を尊重しなければならない。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが大切である。

なお、具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ア 冷やかしやからかい
- イ 悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ウ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- エ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- オ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- カ 金品をたかられる
- キ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ク 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ケ パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

(3) いじめに関する基本的認識

- ア いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。また、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- イ 「いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こりうる」ものとして、その未然防止・早期発見・早期対応に努め、また、いじめ解消後についても再発防止に向けて継続的に支援する。
- ウ 「いじめは、いじめられる側にも問題がある」という見方は間違いであり、いじめの行為そのものが問題視されるべきである。いじめの背景を的確に考察しながら指導に当たるとは当然のこととして、どんな理由があろうとも被害者の立場に立って指導する姿勢を堅持する。
- エ いじめには、加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、教室全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるように努める。
- オ いじめ問題を迅速、的確に解決するためには、学級担任が一人で抱え込むようなことがあってはならない。いじめへの解決に向けては、そのほとんどの場面で、管理職や生徒指導担当、学年主任等の的確な判断と支援が必要不可欠である。よって、管理職のリーダーシップに基づいて、全教職員が協力・支援体制を組み、組織的な指導を行う。
- カ 社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者、家庭、地域と連携し、いじめの未然防止に努める。また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(4) いじめの防止等に関する基本的な考え方

①いじめの防止

「いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こりうる」ことを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、いじめを生まない土壌を作るために、関係者が一体となった組織的な取組が必要である。このため、学校の教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが重要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が重要であり、加えて、すべての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から大切である。

これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について地域に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要となる。

②いじめの早期発見

いじめの発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童の些

細な変化に気づく力を高めることが必要である。いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが重要である。

さらに、いじめの早期発見のため、学校や市教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域や家庭、関係機関と連携して児童を見守って行くことが不可欠である。

③いじめへの対処

いじめを認知した場合は、まず、教職員がその場でいじめ行為を止めさせることを最優先し、被害者を守る壁として立つという姿勢を強固に示すことが重要である。その後、加害、被害児童の話を真摯に聴取、傾聴し、教育的な視点に立って、問題の原因を探り、保護者と連携して解決を図ることを基本的な確認事項とする。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれている。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制を整備しなければならない。

④地域や家庭との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携が必要である。いじめを認知したら、関係の児童や家庭間での解決を図るだけでなく、事案によっては、PTAや地域の関係機関と協議することも必要である。その場合、解決に向けた取組としてのねらいや内容を明確にすることが大切であるとともに、個人情報やプライバシーの問題も含め、慎重に対応しなければならない。

⑤関係機関との連携

いじめ問題の対応においては、学校の指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、地方法務局等）との適切な連携が必要であり、平素から、学校や市教育委員会は関係機関の担当者との窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

⑥保護者の役割について

保護者は、家庭の温かな人間関係の中で、児童がいじめを行わないように、規範意識を養うための指導を行うように努めなければならない。また、日頃から児童が悩みなどを相談できる雰囲気作りに努めることが大切である。

2 いじめ対策の組織

いじめ問題への取り組みにあたっては、校長のリーダーシップのもと、「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取り組みを行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための取り組みを、あらゆる教育活動において展開することが求められる。

本校では、いじめ問題への組織的な取り組みを推進するため、校長が任命した「いじめ防止対策委員会」を中心に、教職員全員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

(1) 「いじめ防止対策委員会」

構成員：校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 教育相談担当 養護教諭
(必要に応じ当該学級担任)

開催時期：定例会：4月(拡大会議)・6月・10月・3月

と内容

- ・生活アンケートなどの調査結果の考察とその後の取り組みについての話し合い。
- ・1年間の取り組みの確認やその反省等。

臨時会：必要に応じ随時

- ・必要な内容についての話し合い。
- ・いじめを認知した場合の情報収集や調査とその対処。

(2) 「生徒指導会議」

- ①毎週金曜日の夕礼時、各クラスの様子を確認し、情報共有を図る。(連絡会議)
- ②毎月1回、職員会議時に本会を開き、全教職員で各クラスの様子を確認し、特別の指導を必要とする児童の現状と今後の指導について協議し、共通認識を持つ。

3 未然防止の取り組み

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学級づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめほどの学級・学校にも起こりうる」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人がわかりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに学習に対する達成感を育て、自己有用感を持ち、自尊感情を育むことができるように努める。学級活動の時間には、全校児童はみな仲間であり、仲間を大切にしている指導をする。道徳教育を充実させ、人の気持ちや命を大切に思える指導を展開する。また、「いじめは絶対許されないことである」という認識を児童が持てるように教育活動全体を通して指導する。

いじめの未然防止のための方策

- ①児童の「居場所づくり」「絆づくり」を行い、よりよい集団づくりに努める。
- ②分かる授業、すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。
- ③道徳教育を充実し、思い遣る心の育成や規範意識の醸成に努める。
- ④「情報モラル教室」等を開催し、「ネットいじめ」の問題に対する理解を深める。
- ⑤異年齢集団間、異校種間の連携を深める。
- ⑥いじめ問題に対する学校の取組についての評価を継続的に行い、取組内容の検証を行う。
- ⑦全教職員でいじめの理解について研修会を実施し、いじめの理解に努める。
- ⑧校長を中心とした組織体制を構築し、全教職員が一致協力した体制を確立するため、年度の始めの職員会議等で学校基本方針を確認する。
- ⑨職員会議、校内研究会等で、教職員の研修を継続的に実施する。
- ⑩行事、会議を精選し、児童生徒と向き合う時間の確保に努める。
- ⑪学校だけでは対応できない事案において警察等の関係機関との「緊急時の連携」に備え、「日々の連携」（交通安全教室や防犯教室、地域の情報交換等）をするように心がける。
- ⑫児童が所属する学級の力を意図的・計画的に高める実践的な仲間づくりの活動や各校が連携して取り組む活動など、児童が参画した自治的活動を支援する。
- ⑬学校は児童に対して、傍観者とならず、いじめの防止等の対策のための組織への報告を始めとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。
- ⑭いじめに向かわない態度・能力の育成に向けた指導に当たっては、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することによりいじめに正面から向き合うことができるよう実践的な取組を行う。その際、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶようにする。
- ⑮発達障害を含む障害のある児童、海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童、東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- ⑯QUテストを実施し、その結果を考察し、児童の意識や友人関係の理解に努め指導に役立てる。
- ⑰長期休業前には、安全で明るく楽しい夏（冬）休みをすごすためのチェックポイントを提示し事前指導を行います。また休業後に各児童のチェック結果を考察し、意識や生活の乱れが感じられる場合には個別指導を行う。
- ⑱保護者読書ボランティア等による読み聞かせを実施し、地域との連携を図りながら情操教育に努める。
- ⑲PTA 学年部会、個別懇談の折などに必要に応じて「いじめ未然防止」などの話題を出し、保護者の意識啓発を図る。

4 早期発見の取り組み

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と子どもたちの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子ども達の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。日頃から子どもたちが示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つようにし、定期的なアンケート調査や教育相談の実施により児童がいじめを訴えやすい環境を整え実態把握に取り組む。また、子ども達に関わる全ての教職員で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集するように努める。

- ① 年3回の「生活アンケート」を実施し、その結果から「いじめ」あるいは「それに近いもの」を読み取る。
- ② 「生活アンケート」後に学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- ③ おかしいと感じられる状況があった場合には、発見者がその状況を報告し、全職員の間で当該児童を見守り、周辺の人間関係に注意を図る。
- ④ 必要に応じて対象児童やその保護者との面談を行う。

5 いじめへの対処

(1) 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、校長のリーダーシップのもと、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を直ちに開催し、関係教職員と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って市教育委員会に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡する。

学校や市教育委員会が、いじめた児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

【把握すべき情報例】

- ◇誰が誰をいじめているのか？……………【加害者と被害者の確認】
- ◇いつ、どこでおこったのか？……………【時間と場所の確認】
- ◇どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？…【内容】
- ◇いじめのきっかけは何か？……………【背景と要因】
- ◇いつ頃から、どのくらい続いているのか？……………【期間】

児童の個人情報には十分注意する

(3) いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。

あわせて、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(4) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求め

るとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。当該児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも考えられる。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(6) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

早期発見の観点から、市教育委員会等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、児童が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

パスワード付きサイトや SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、スマートフォンのコミュニケーションアプリ等を利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要である。

(7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市教育委員会又はいじめの防止等の対策のための組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめの防止等の対策のための組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

6 重大事態への対処

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）文部科学省」により適切に対応する。調査にあたっては、「いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト」（令和5年7月文科省事務連絡）を活用し、遺漏のないように対応する。

(1) 重大事態の発生と調査

①調査を要する重大事態の例

- ア いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
- ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合

- ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- イ いじめにより、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき
- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日以上を目安とするが、児童が一定期間連続して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と考え、対処する。
- ウ 児童や保護者から、いじめにより重大な事態が生じたという申立てがあったとき
- ・児童や保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

②重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、市教育委員会に報告する。

③調査の趣旨及び調査主体

重大事態の調査は、当該事態に対処するとともに同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて市教育委員会の指示に従って必要な対応を行う。

④事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実を速やかに調査する。

また、市教育委員会・学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要である。市教育委員会又は学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

ア いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

- ・いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、個別事案が広く明らかになり、被害児童や情報提供者に被害が及ばないように留意する。
- ・調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を抑止する。
- ・いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

- ・これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、市教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる。

イ いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

(いじめられた児童が入院や死亡の場合)

- ・当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・調査方法は、原則として、在籍児童や教職員に対して質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

ウ いじめられた児童が自殺した場合の対応

その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、その在り方について以下の事項に留意の上、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月 文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

- ・遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
- ・背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助を求め、客観的かつ、総合的に分析評価を行うよう努める。
- ・調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ・学校が調査を行う場合においては、市教育委員会から、情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。
- ・情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫し

た情報提供が必要である。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHOによる自殺報道への提言を参考にする。

⑤その他留意事項

事案の重大性を踏まえ、市教育委員会の積極的な支援が必要となる。また重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。市教育委員会及び学校は、児童、保護者及び教職員への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(2) 調査結果の提供及び報告

教育委員会及び学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。

これらの情報の提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分に配慮し、適切に提供する。

7 いじめ防止指導計画

学期	月	会 議	防 止 対 策	早 期 発 見
1	4	「いじめ防止対策委員会」 「生徒指導会議」	・いじめについての研修 ・家庭訪問やPTA 総会時の保護者への啓発活動	・「生活アンケート」 の実施と考察
	5	「生徒指導会議」	・各教職員がいじめ防止への取り組み方針を明確にする	
	6	「生徒指導会議」 「いじめ防止対策委員会」	・「Hyper QU テスト」の実施と考察	
	7	「生徒指導会議」	・情報モラル講座 (5・6年児童・保護者対象) ・「夏休みのチェックポイント」などを活用しての事前指導	

2	8	「生徒指導会議」	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止についての校内研修会 ・「夏休みのチェックポイント」の結果を基にした事後指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・「生活アンケート」の実施と考察 ・個別懇談での保護者との話し合い
	9	「生徒指導会議」	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止講座（3～6年児童・保護者対象） ・個別懇談での保護者との話し合い ・「Hyper QUテスト」の実施と考察 ・「冬休みのチェックポイント」などを活用しての事前指導 	
	10	「生徒指導会議」 「いじめ防止対策委員会」		
	11	「生徒指導会議」		
	12	「生徒指導会議」		
3	1	「生徒指導会議」	<ul style="list-style-type: none"> ・「冬休みのチェックポイント」の結果を基にした事後指導 ・教職員評価の結果の考察と問題点の協議と対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・「生活アンケート」の実施と考察 <p><通年> ○毎週金曜日の生徒指導連絡会議</p>
	2	「生徒指導会議」	<ul style="list-style-type: none"> ・各教職員のいじめ防止への取り組み方針の反省 	
	3	「生徒指導会議」 「いじめ防止対策委員会」		